

青森県文化財保護問題

○弘前城史跡に指定

弘前市では数年来弘前城（弘前公園）および長勝寺橋（禅林三十三ヶ寺一帯）最勝院（五重塔）と鏡ヶ池一帯の三地区を史跡として指定するよう文部省に申請していたが、三十一年十月三十一日付で官報告示となった。このたび史跡に指定された地区は慶長時代初期の城郭としては全国的に珍しいもので総面積は二十四万坪、弘前城の天守櫓をはじめ重要文化財十二箇所を含む。

○弘前城の大修理

三十一年六月一日以来、文化財保護委員会元田技官・藤島建築士の手によって修理が行われていた未甲塙（工費百十六万円）は屋根その他の破損箇所を修復し、十一月二十日完成した。引きつづき龜甲門（工費七百三十三万円の予算）の解体修理および本丸石垣の補修工事に着手している。又二期工事として南内門、東内門および天守櫓の修理も行われるが完成

は三十三年度中。南内門と東内門は半解体修理、天守櫓はカベ、屋根ガワラの修理となる。工費は九百万円の予算。

○中別所の古碑群を弘前市に寄贈

其内三大古碑群の一つとして知られる弘前市船沢字中別所の俗称公卿塚および石仏には、弘安十年（一七八七年）から応永四年（一三九七年）に亘る約百年間の古碑五十余基が群立しており、貴重な郷土史料となつてゐるが、土地の所有者村馬忠郷氏はこのたび、その地域及び古碑群を弘前市に寄贈して、永久に保存の道を講ずることとなり、市当局では倒壊の復原を急いでゐる。

○為信公の木像など新たに四件を県文化財に指定

県教委は今年一月十一日の定例会で県文化財専門委員の答申にふとつき、次の四件を県文化財に指定し、同時に西郡木造町薩岡、越後谷深吾氏所有の龜ヶ岡式土偶（一箇）は、秋田国皇室に指定されたのと同様に県指定を解除することに決定した。これで県指定文化財は現在までの四十五件と合せ四十八件となる。（カツコ内は所有者）
木彫阿弥陀如来一軀（東郡野内村当古寺）

澤整為信公の木像一躯（弘前市長勝寺）

三門本尊の系師如來一軀（同）

蒼龍窟の三尊仏と厨子堂一棟（同）

「東京文化」オ田号 青森県文化財保護協会発行

—— 主な内容 ——

（廿一年十二月発行）

無形文化財調査報告

澤整神楽

成田 泰五郎

南部神楽

小井川 河次郎

八戸のギリシヤ正教会について

中 里 進

その他解説、推報等所載